

平成20年度財務監査（1）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

なお、藤井たかし前監査委員および吉田ゆり前監査委員が本監査の執行に関与し、西山きよたか監査委員および岩崎典子監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

（1）監査の実施時期

平成20年4月14日から同年5月15日までの間において実日数13日間

（2）監査の方針

今回の監査は、平成20年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成19年度の財務に関する事務の執行において、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

（3）監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、服務管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 非常勤職員、臨時職員、派遣職員等について適正な雇用処理が行われているか
イ 業務委託等について、受託事業者や指定管理者への指導が適切に行われているか。また、報告書や精算書の確認を十分行っているか。

（4）監査対象部課

ア 健康福祉事業本部 経営課

イ 健康福祉事業本部 福祉部

（ア）地域福祉課（以下の施設を含む。）

・厚生文化会館、併設学童クラブ

（イ）高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・敬老館3館 石神井、中村、南田中

（ウ）介護保険課

（エ）在宅支援課

（オ）障害者施策推進課（以下の施設を含む。）

・石神井町福祉園

（カ）障害者サービス調整担当課（以下の施設を含む。）

・心身障害者福祉センター

- (キ) 練馬総合福祉事務所
- (ク) 光が丘総合福祉事務所
- (ケ) 大泉総合福祉事務所
- ウ 健康福祉事業本部 健康部
 - (ア) 健康推進課
 - (イ) 地域医療課
 - (ウ) 生活衛生課
 - (エ) 保健予防課
 - (オ) 光が丘保健相談所
 - (カ) 大泉保健相談所
 - (キ) 衛生試験所
- エ 健康福祉事業本部 児童青少年部
 - (ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）
 - ・ 関子ども家庭支援センター（関びよびよ、大泉びよびよ）
 - ・ 児童館 4 館（併設学童クラブ 6 か所）石神井、中村（2 か所）、南田中、関町（2 か所）
 - ・ 学童クラブ 1 2 か所 練馬第二小、豊玉南小、豊玉、富士見台小、石神井台小、大泉東小、上石神井、関町北、光が丘どんぐり、大泉東小第二、中村小、豊玉小
 - (イ) 計画調整担当課
 - (ウ) 保育課（以下の施設を含む。）
 - ・ 保育園 1 8 園 北町、石神井町さくら、栄町、南大泉、練馬、石神井台、春日町第三、大泉学園、関町第三、石神井台第二、旭町第二、光が丘第二、光が丘第四、光が丘第五、光が丘第六、貫井第二、光が丘第十、光が丘第十一
 - (エ) 青少年課

2 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。

なお、庶務事務システムにおける旅行命令の入力方法、契約事務手続きについて、一部適切でない事務処理があったので指導した。